

監査措置公告第2号

平成27年12月24日付け27監第57号で提出した平成27年度定期監査（前期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成27年度定期監査（前期）の結果に関する措置について

平成28年1月22日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 岡 本 憲 治

東かがわ市監査委員 橋 本 守

- 1 対象となる監査
平成27年度定期監査（前期）
- 2 指摘された事項についての措置状況

○ 引田小学校

(ア) デジタル教科書の購入においては、設計金額をインターネットのカタログ表示額をそのまま積算の根拠としていることから、契約金額が予定価格と比較して120%を超えた金額となっている。教科書の改訂に係る価格の変動によるものであると考えられるが、インターネットの情報のみで積算するのではなく、適正な実勢価格の把握に努められたい。

【措置状況】

今後、設計金額の積算に当たっては、販売元の定価や直近の価格情報など、幅広く情報を収集し、適正な金額の把握に努める。

(イ) 給食費の会計において、利息が生じたことにより、翌年度に繰越さないために年度末にポリ袋を購入しているが、領収書の添付が無く、何に支出したのか判別できない状況にある。領収書の添付若しくは何を購入したのか判別できるよう出納簿の管理に努められたい。

【措置状況】

指摘された事項は、平成26年度会計のものであり、領収書は平成26年度の会計簿に添付している。

(ウ) 実験薬品の管理台帳が鉛筆で記入されているのに加えて、薬品の使用料や使用用途の記入が無いケースが多く見られたので、適正な記入による薬品の管理に努めていただきたい。

【措置状況】

鉛筆書きの記載事項についてはペン書きをし、管理簿に使用量、用途の記載を適切に行うようにする。

(エ) 東かがわ市物品管理規則（平成15年東かがわ市規則第33号）様式第8号の不用品決定調書及び不用品処分調書により備品を廃棄しているケースで、様式第3号の備品保管簿においては処分欄に記載が無いうえ、確認欄にも押印が無いものが確認できた。備品の処分においては、同規則により不用品処分調書の作成に併せて、備品保管簿においても記載し、備品の適正な管理に努めていただきたい。

【措置状況】

本年度より、備品の廃棄にかかる処理については適正に処理し、不用品決定調書及び不用品処分調書と備品保管簿に記入・押印漏れのないようにする。

○ 本町小学校

(ア) 本町小学校における平成27年度教育計画の中で、学校防災計画が策定されているが、防災設備設置箇所が教室配置図に図示され、本年度新たに26本を買い替えた消火器も含めて29箇所に配置されていることとなっている。確認の結果、配置図の設置箇所と、実際の設置箇所に相違があることが判明した。

火災等の災害発生時に適切な初期消火ができるように、消防署等の関係機関の指導のもと、効果的な消火器の設置場所を設定したうえで、防災設備設置箇所図を訂正していただくとともに、買い替えなかった消火器についても、消火器の有効期限を確認すること等、学校防災計画の目的である児童と教師の生命の安全を確保するための設備の管理に努めていただきたい。

【措置状況】

監査による指摘後、直ちに、本校の施設点検業者の帳簿と照らし合わせて現地点検を行い、消火器の設置箇所や記載もれの追加等、配置図の修正を行った。

併せて、有効期限の確認を行い、2007年製造の5本については、平成27年12月に買い替えを行い、2009年製造の消火器2本については、平成28年度に買い替える予定である。

今後も、大川広域消防の点検・指導を受け、消防設備の適正な管理に努める。

○ 白鳥小学校

(ア) 東かがわ市物品管理規則（平成15年東かがわ市規則第33号）様式第8号の不用品決定調書及び不用品処分調書により備品を廃棄業者に依頼して廃棄しているが、依頼業者名や処分方法等の記入が無く、最終的な処分の確認等ができない状況となっている。調書の適正な記入に合わせて、業者に処分についての確認を取り、売却金額を記入するなど、備品の処分に係る最終的な確認をすること等の適正な事務処理方法を考えていただきたい。

【措置状況】

家電リサイクル法対象の処分備品2件について、業者名が未記入であったため、対象年度の歳出整理簿等を確認し、速やかに記入した。

今後、廃棄業者に処分を依頼する際は、市登録備品以外の物品についても依頼品目の内容を記録し、処分後の確認を取り、売却金額が発生した場合は調書に記録する。

(イ) 北校舎の側壁が一部はがれており、コンクリートの破損箇所も確認できた。すでに教育委員会事務局にも報告し、児童にも危険箇所として、付近に近づかないように周知もできているようであるが、児童の安心・安全のため緊急に対応すべく課題として、教育委員会事務局の対応とは別に、学校に

においても、毎日の安全確認を執るなどの更なる対策を講じていただきたい。

【措置状況】

校舎壁面のひび割れについては、日直の校内巡視等で注意して確認をしている。また、毎月実施している安全点検においては、複数の目で点検しており、今後も安全な管理に努める。

(ウ) 実験薬品の管理については、台帳により管理されているが、一部使用量と残量の数値において整合性に問題がある箇所が数箇所見受けられた。また、薬品を購入した場合、購入量や購入先などの記載漏れも確認できた。加えて、使用形跡の無い相当古い薬品も存在しているようであるので、薬品の有効期限等を確認のうえ、使用できない薬品があれば、廃棄等の処分についても考慮し、安全な薬品管理に努められたい。

【措置状況】

今後、薬品を購入した際に、購入先や購入量等を確実に記入する。

現在学校にある薬品については、有効期限を確認し、廃棄しなければならない薬品については、適正に処理し、安全な薬品管理に努める。

○ 福栄小学校

(ア) ミシン及び付属品購入の見積依頼において、予定価格等の記載に、税抜き・税込みの表記が混在し、統一されていないことが判明した。積算書等を精査し、契約関係書類の整合を図っていただきたい。

【措置状況】

見積徴集と積算根拠における予定価格については、税抜き表示を基本とし、統一を図る。また、契約関係書類作成後に再度精査し、誤記入を防止する。

(イ) 校舎北側2階天井部分外壁に亀裂が入っており、危険箇所として教育委員会事務局に報告し、コーンを置いて立ち入り禁止として安全対策を取っているが、白鳥小学校のケースと同様、緊急に対応するべく課題として、教育委員会事務局の対応とは別に、児童の安心・安全のため、学校に於いても更なる対策を講じていただきたい。

【措置状況】

コーンとロープで進入禁止であることを明確にし、児童に指導を継続する。

(ウ) 実験薬品の管理において、使用数量と残量との記入に間違いがあり、最終的な残量についての整合性に疑問があるケースが散見された。早急に各薬品の数量等の調査を実施し、残量について確認していただきたい。

【措置状況】

早急に各薬品の調査を行い、古くなった薬品については適正に処分する。また、使用した薬品については、使用簿に記入することを徹底し、定期的に

現物と使用簿を確認する。

○ 三本松小学校

(ア) マーチング会費の出納簿において、領収書が存在しない支出があった。また、領収書は添付されているが、領収日の記載が無いケースもあった。P T A会費の出納簿においても、通帳に記載されている内容に対応する請求書や領収書の添付が無いケースなどが確認された。これらの現金出納簿については通帳との照合により整理され、学校における現金の徴収についての適正な事務処理に努められたい。

【措置状況】

ポンポンのシャツの購入にあたって、マーチング会費から補助していたため、領収書はポンポンの資料ファイルに添付していた。コピーを取り、原本はマーチング会計簿に、複写はポンポンの資料ファイルに閉じて整理した。

マーチング会計簿・P T A会計簿ともに、学期末（最終は学年末）で処理をするため、出納書類を保管しているが、帳簿整理が不十分なところがあったため、現在までの帳簿整理を確実に行った。今後は、その都度速やかに処理を行うことに努める。

(イ) 校内の花壇の一部区域に背の高い雑草が繁っており、害虫の発生等、児童に及ぶ危険因子の一つとなっているので、除草等の処置により、危険因子の除去に加えて、景観の保全に努められたい。

【措置状況】

監査による指摘後、直ちに除草作業を行った。今後、適正な学校環境の整備に努める。

○ 大内小学校

(ア) 教材提示装置の購入に係る積算については、積算の根拠をカタログにもとめ、それを仕様書としており、参考として業者名を明記している。購入備品の特殊性によるものであると思われるが、見積業者の選定においては、客観的合理性が認められるように、その根拠を明記するなど、見積合わせによる経費の節減が図られるよう、適正な契約事務の執行に務められたい。

【措置状況】

必要とする備品の規格や性能を校内において十分に検討し、複数のカタログから、客観的・一般的な視点で積算の根拠を明示するよう努める。

(イ) 実験薬品の管理台帳を確認したところ、相当年を経過しているにもかかわらず、使用実績がまったく無い薬品が数種類あることが判明した。薬品の管理をするうえで、使用の用途が無い薬品については、廃棄等の処分をするなど、適正な薬品の管理に努められたい。

【措置状況】

相当年使用実績がない薬品について確認したところ、学習で取り扱う可能性があり保管していることが分かった。今後、使用の用途がない薬品については、廃棄等適切な処分を行う。

○ 引田中学校

(ア) 東かがわ市物品管理規則（平成15年東かがわ市規則第33号）様式第8号の不用品決定調書及び不用品処分調書により備品を廃棄業者に依頼して廃棄しているが、一括して廃棄する場合は、不用品処分調書に加えて、廃棄処分一覧を作成し、業者から確認印を徴収する等により、備品の処分が最終まで確認できるような書類作成についての工夫をしていただきたい。

【措置状況】

直ちに廃棄備品一覧表の様式作成を行い、次回廃棄時より業者より確認印を徴収することとした。

(イ) 実験薬品の管理については、薬品購入調書という形で管理されており、購入者名・取扱責任者・使用用途及び理由について記入することとしているが、記入漏れが散見された。また、薬品の使用量と残量の数量に間違いが確認された。管理調書の記入項目について、再度様式を見直し、より管理しやすい方法で、適正な薬品の管理に努められたい。

【措置状況】

直ちに実験薬品出納管理様式の見直しを行い、現有薬品の適正な管理体制を整えた。

○ 白鳥中学校

(ア) 白鳥中学校においては、立地環境の特異性から、学校の周辺に於いて有害鳥獣や毒蛇等の出現が確認されていることは、生徒の生活環境の中での重大な危険因子として認識されなければならない。教育委員会事務局や各対策部署・各種団体とも情報を共有し、生徒の安心・安全な学校生活のための対策を講じていただきたい。

【措置状況】

危険動物への対応については、学校と教育委員会事務局が協議の上、専門家の助言を受けながら適切に対応を行っていきたい。生徒・保護者については、危険動物の出現状況や危険回避の対応について、口頭や文書・メール配信にて周知と注意喚起を行っており、継続して安全対策を講じていく。

○ 大川中学校

(ア) 部活動助成金や給食費の出納簿において、一部鉛筆書きの表記がみられたり、砂消しで消した跡があり、訂正が適正にされていないケースが散見されたので、学校における現金の管理についての適正な事務処理に努められた

い。

【措置状況】

直ちにペン書きや訂正印での訂正にするよう指導徹底した。

(イ) 実験薬品の管理簿については、購入量・使用量・残量に数値の誤りが認められた。学校で管理する様々な票簿のなかでも、危険な薬品管理する票簿として、たいへん重要な台帳なので、様式等を再確認し、票簿において点検や確認（押印を含む）を容易にできるような工夫をしていただくとともに、票簿を正しく記録することにより、適正な管理がなされるような具体策を講じていただきたい。

【措置状況】

管理簿に在庫の量を記載する欄がなく、一部において数値が一致しないものがあつた。現物の管理は適正に行っており、直ちに在庫量を記載する欄を設け、票簿を整えた。

以上